

平成十六年三月

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	改正の成立経緯	一
2	改正の受諾の意義	一
3	改正の受諾により我が国が負つこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	改正の内容	一
三	改正の効力発生	一
四	改正の実施のための国内措置	一
(参 考)		三

一 概説

1 改正の成立経緯

- (1) 欧州復興開発銀行（以下「銀行」という。）は、中欧及び東欧の諸国の政治的及び経済的改革を支援するため、複数政党制民主主義、多元主義及び市場経済の諸原則を誓約しかつ適用している中欧及び東欧の各国の市場指向型経済への移行等を促進することを目的として設立された国際金融機関である。銀行の設立について規定する欧州復興開発銀行を設立する協定（以下「協定」という。）は、平成二年（千九百九十年）パリにおいて作成され、我が国は、平成三年（千九百九十一年）四月この協定を締結した。本年一月三十一日現在、銀行の加盟者は、我が国を含む六十箇国及び二機関（欧州共同体及び欧州投資銀行）である。
- (2) モンゴルは、長年にわたり、政治と経済の両面で旧ソ連の勢力範囲内にあつたため、平成二年（千九百九十年）以降、民主化及び市場指向型経済への移行を進める中で、中欧及び東欧の諸国と同様の困難に直面しており、銀行の受益国（支援対象国）となることを強く希望している。

- (3) このような事情を踏まえ、モンゴルを受益国とする内容の協定の改正案が本年一月三十日、ロンドンにおいて採択された。
- ### 2 改正の受諾の意義

この改正は、モンゴルを欧州復興開発銀行の受益国とすることについて定めるものである。我が国がこの改正を受諾することは、従来の受益国である中欧及び東欧の諸国と同様、民主化と市場経済への移行を進めるモンゴルに対する国際協力を一層推進する見地から有意義であると認められる。

3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務

この改正の受諾により新たな措置をとる義務は生じない。

4 早期国会承認が求められる理由

この改正の効力発生には、すべての加盟者の受諾が必要であり、また、モンゴルの民主化及び市場指向型経済への移行についての国際協力を一層推進するためには、この改正を早期に受諾することが望ましい。

二 改正の内容

この改正は、次のとおりであり、この結果、銀行の受益国にモンゴルが追加されることとなる。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第一条 目的</p> <p>銀行は、経済的な発展及び復興に貢献するに当たり、複数政党制民主主義、多元主義及び市場経済の諸原則を誓約しかつ適用している中欧及び東欧の各国における開放された市場指向型経済への移行並びに民間及び企業家の自発的活動を促進することを目的とする。銀行は、モンゴルにおいても同一の条件でその目的を達成することができる。このため、この協定及びその附属書において、「中欧及び東欧の各国」、「中欧及び東欧の諸国」、「中欧及び東欧の国」又は「受益国」といときは、モンゴルも含むものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第一条 目的</p> <p>銀行は、経済的な発展及び復興に貢献するに当たり、複数政党制民主主義、多元主義及び市場経済の諸原則を誓約しかつ適用している中欧及び東欧の各国における開放された市場指向型経済への移行並びに民間及び企業家の自発的活動を促進することを目的とする。</p>

三 改正の効力発生

この改正は、すべての加盟者の受諾を必要とし、銀行がすべての加盟者に対しすべての加盟者が受諾した旨を公式に通報した日の三箇月後に効力を生ずる。

四 改正の実施のための国内措置

この改正の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 平成十六年一月三十日 ロンドンにおいて採択
- 2 効力発生 平成十六年三月一日現在 未発効(すべての加盟者の受諾を必要とし、銀行がすべての加盟者に対しすべての加盟者が受諾した旨を公式に通報した日の三箇月後に効力を生ずる。)
- 3 受諾国 平成十六年二月二十四日現在 なし